

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO. 140

【共通】 問1 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定基準に基づいて住宅用防災機器を設置する場合において、次の記述のうち消防法令上誤っているものを1つ選べ。ただし、住宅は戸建て専用住宅であるものとし、各居室はすべて廊下に面しているものとする。

- (1) 住宅の部分であって就寝の用に供する居室には、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器を設置しなければならない。
- (2) 住宅の部分であって就寝の用に供する居室の存しない避難階以外の階には、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器を設置する必要はない。
- (3) 住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器は、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部分）に、火災の発生を未然に又は早期に、かつ、有効に感知することができるように設置しなければならない。
- (4) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えたスプリンクラー設備が消防法令に従って有効に設置されているときは、その有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備を設置しないことができる。

【消防用設備等】 問1 次に掲げる施設のうち、消防法令上、消防法施行令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物である特定共同住宅等に存しないものを1つ選べ。

- (1) 旅館・ホテル等
- (2) 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設
- (3) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設

【消防用設備等】 問2 緩降機の設置に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 緩降機は、降下の際、ロープが防火対象物と接触して損傷しないように設けること。
- (2) 緩降機のロープの長さは、取付位置から地盤面その他の降着面までの長さの2倍の長さとする。
- (3) 緩降機の取付け具は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に緩降機を容易に取り付けることができるように設けること。
- (4) 緩降機の取付け具は、ボルト締め、溶接その他の方法で堅固に取り付けること。

【防火査察】 問1 消防法（以下、「法」という。）の違反処理に関する事項のうち、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 法第8条の2の3第6項に基づき特例認定の取消しを行う際には、行政手続法に基づき事前手続きとして聴聞を行う必要がある。
- (2) 法第5条第1項に基づく改修命令の命令書は、権原を有する関係者に直接交付し、受領書を求めるのが原則であるが、何らかの理由で手交できない場合については、配達証明付き内容証明郵便により送達することも可能である。
- (3) 法第5条の3第1項に基づき物件の除去命令を発動した際には、法第3条第1項に基づき発動した措置命令の場合と同様、当該命令に伴う標識の設置等の公示を行う必要はない。
- (4) 法第4条第1項に基づく資料提出命令は、火災予防のために必要があるため、資料としてすでに作成されている建物の図面等を提出させるための命令であるが、任意の資料提出を求めて、関係者がこれに応じた場合は、本権限の行使は必要ない。

【防火査察】 問2 消防法（以下、「法」という。）に基づく違反処理等に関する事項のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第8条の2の2第1項に基づく防火対象物の点検を実施していない防火対象物の管理について権原を有する者に対する違反処理は、最終的には告発で対応する必要がある。
- (2) 法第5条の3第2項のただし書き、「緊急の必要があると認めるとき」とは、早急に火災予防等の危険を排除する必要がある場合で、相手方に公告の内容を伝える暇のないときである。
- (3) A県知事から乙種第4類の免状の交付を受けている消防設備士が、B県において、消防法令に違反する行為をした場合、法17条の7第2項において準用する法第13条の2第5項に基づき消防設備士免状の返納を命ずることができる主体は、違反する行為をしたB県知事である。
- (4) 法第3条第1項命令の発動要件である「消火、避難その他の消防の活動に支障となると認める」とは、公設消防の活動に支障となる場合に限られず、防火対象物の関係者の消火や避難の活動も含むものである。

【危険物】 問1 次のうちから、避難設備を設置しなければならない製造所等に該当するものを選びなさい。

- (1) 高層の平家建独立専用の屋内貯蔵所
- (2) 製造所
- (3) 建築物の2階の部分店舗等の用途に供する給油取扱所
- (4) 第2種販売取扱所

【危険物】 問2 次のうち、屋内給油取扱所の技術上の基準として誤っているものを選びなさい。

- (1) 専用タンクには、危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備を設ける。
- (2) 事務所等の窓又は出入り口のガラスは、網入りガラスとする。

- (3) 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とし、屋根を不燃材料で造る。
- (4) 可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けない。

昇任試験実力養成講座・予防技術検定模擬テスト〈解答と解説〉

共通（消防士長・消防司令補）問題

が多い。

【地方自治】

問1 答 (3)

- 解説**
- (1) 地方自治法第238条の3第1項参照。
 - (2) 地方自治法第238条の4第7項参照
 - (3) 地方自治法第238条の5第1項参照。普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。
 - (4) 地方自治法第239条第2項参照。

問2 答 (1)

- 解説**
- (1) 地方自治法第252条の17第2項参照。派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有する。
 - (2) 地方自治法第252条の17第2項参照。
 - (3) 地方自治法第252条の17第2項参照。
 - (4) 地方自治法第252条の17第3項参照。

【地公法】

問1 答 (5)

- 解説**
- (1) 正しい。地方公務員法第28条の4第1項参照。
 - (2) 正しい。地方公務員法第28条の4第5項参照。
 - (3) 正しい。
 - (4) 正しい。再任用後の勤務期間は最長5年と短く、また、民間企業においても退職金を支給する事例はほとんどみられないことから、再任用職員に退職手当を支給することは不相当であると解される。
 - (5) 誤り。再任用の対象となるのは、常時勤務を要する職員が担当している事務事業と同等程度の責任を有する本格的な業務を行う職である。

問2 答 (3)

解説 正しくは、「根本基準」。具体的な内容は各地方公共団体において判断されるべきものとされている事項

【消防組織】

問1 答 (3)

- 解説**
- (1) 消防組織法第19条第2項参照。
 - (2) 消防組織法第22条参照。
 - (3) 消防組織法第23条第1項参照。地方公務員法ではなく条例で定める。
 - (4) 消防組織法第23条第2項参照。

問2 答 (1)

- 解説**
- (1) 誤り。消防組織法第4条及び第29条第4号。消防庁と都道府県の双方が、助成と指導を所掌事務としている。庁舎の耐震化等について、消防庁も指導を行うほか、助成についても、都道府県が消防庁の助成制度を補完する助成を行うことや、都道府県内の実情も勘案した独自の助成を行うことが期待されている。
 - (2) 正しい。消防組織法第29条第1号及び第52条第2項参照。
 - (3) 正しい。消防組織法第29条参照。
 - (4) 正しい。消防組織法第30条第1項及び消防法第30条の2参照。
 - (5) 正しい。消防組織法第44条の2第1項参照。

問3 答 (4)

解説 消防組織法第44条の2第5項参照。

【消防法規】

問1 答 (3)

解説 消防法第8条の2の4参照。

問2 答 (2)

解説 消防法第8条の2の3第7項参照。

問3 答 (3)

解説 消防法第17条の2の5及び消防法施行令第34条参照。

〔警防〕

問1 答 (2)

解説 注水開始時は、濃煙、熱気の吹き返しがあるので、まず斜めに注水し、安全を確認してから注水する。

消防司令問題

〔消防法規〕

問1 答 (2)

解説 (1) 正しい。
 (2) 消防機関の基準であるため、誤り。
 (3) 正しい。
 (4) 正しい。
 (5) 正しい。

〔人事管理〕

問1 答 (3)

解説 (1) 特例法に基づくものも聴くため、誤り。
 (2) 市町村長であるため、誤り。
 (3) 正しい。
 (4) 懲戒の権限も任命権者にあるため、誤り。
 (5) 公平委員会も人事機関であるため、誤り。

〔地方自治制度〕

問1 答 (4)

解説 (1) 法律で定めるため、誤り。
 (2) 制定できないため、誤り。
 (3) 消防組織法であるため、誤り。
 (4) 正しい。
 (5) 自治事務の説明であるため、誤り。

〔警防〕

問1 答 (4)

解説 土砂に埋もれた要救助者の救助活動は、周囲から順次、スコップ、ネコ、モッコ等により土砂を除去し、要救助者に接する土砂は手掘り作業による除去する。

〔救急〕

問1 答 (4)

解説 正しくは、「1年以上」→「一定の期間」である。「救急業務に携わる職員の生涯教育の指針」を参照。

問2 答 (4)

解説 静脈路確保は、救急救命士の資格を有する救急隊員の応急処置である。「救急隊員及び准救急隊員の行

う応急処置等の基準」第5条（観察等）、第6条（応急処置の方法）参照。

問3 答 エ

解説 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成5年3月30日付 消防救第41号）参照。

(1) 誤り。救急入門コースは住民に対する応急手当の導入講習である。
 (2) 正しい。
 (3) 誤り。消防長が認定する。
 (4) 誤り。消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者は非該当。
 (5) 誤り。現に教員職にある者に対し、講習の質を担保するものであれば可能である。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (2)

解説 (1) 正しい。消防法施行令第5条の7第1項第1号イ参照。
 (2) 誤り。消防法施行令第5条の7第1項第1号ハにより、就寝の用に供する居室がない階であっても、居室が存する階において火災の発生を未然に又は早期に、かつ、有効に感知することが住宅における火災予防上特に必要であると認められる住宅の部分として総務省令で定める部分には、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器の設置が必要である。たとえば、床面積が7㎡以上である居室が5以上存する階の廊下など（住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成16年総務省令第138号）（以下、「条例制定省令」という。）第4条第3号参照。
 (3) 正しい。消防法施行令第5条の7第1項第2号参照。
 (4) 正しい。消防法施行令第5条の7第1項第3号、条例制定省令第6条参照。

〔消防用設備等〕

問1 答 (2)

解説 「特定共同住宅等」の定義は、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」2条1号に定められている。(16)項イで「特定共同住宅等」に該当するのは、平成30年5月までは(5)項ロ以外の用途が(6)項ロ及びハのうちの4つの限定された用途である場合に限られてい

たが、政府全体の民泊事業の推進方針に対応して、同年6月の改正でこれに(5)項イが追加された。いずれにしろ、老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設は、その用途としてあげられていない。

問2 答 (2)

解説 消防法施行規則第27条第1項第6号参照。

- (1) 正しい。同号イ参照。
- (2) 誤り。同号ロ参照。緩降機のロープの長さは、取付位置から地盤面その他の降着面までの長さとしなければならない。
- (3) 正しい。同号ハイ参照。
- (4) 正しい。同号ハロ参照。

〔防火査察〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより正しい。
- (2) 違反処理マニュアルにより正しい。
- (3) 消防法第5条の3第1項命令を発動した場合は、消防法第5条の3第5項に基づき、標識の設置等の公示を行わなければならないので、誤り。
- (4) 違反処理マニュアルにより正しい。

問2 答 (3)

- 解説 (1) 法及び違反処理マニュアルにより適当。
- (2) 「消防法の一部改正に伴う立入検査及び違反処理に関する執務資料について」の送付について(平成14年10月24日付 消防安第107号)(以下、「107号通知」という。)により適当。
- (3) 消防設備士免状の返納を命ずることができる主体は免状を交付した知事であるので、不適

当。

- (4) 107号通知により適当。

〔危険物〕

問1 答 (3)

解説 避難設備を設置しなければならない製造所等は、建築物の2階の部分店舗等の用途に供する給油取扱所及び敷地外に直接通ずる避難口を設け、壁等により区画された給油等のための事務所等を有する一方開放型屋内給油取扱所である。危険物の規制に関する政令第21条の2、危険物の規制に関する規則第38条の2第1項参照。

問2 答 (3)

- 解説 (1) 屋内給油取扱所で想定される重大火災である危険物過剰注入による火災防止のため、専用タンクには過剰注入防止設備を設ける。危険物の規制に関する政令第17条第2項第4号参照。
- (2) 給油取扱所に設ける建築物の窓及び出入口には防火設備を設けるが、屋内給油取扱所にあつては窓又は出入口にガラスを用いる場合網入りガラスとする。危険物の規制に関する政令第17条第2項第7号の2参照。
- (3) 誤り。屋内給油取扱所の屋根は、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の上部に上階がない場合を除き耐火構造とする。危険物の規制に関する政令第17条第2項第5号参照。
- (4) 給油時等に発生する可燃性蒸気の滞留による火災・爆発防止のため、屋内給油取扱所の用に供する部分については、穴、くぼみ等を設けない。危険物の規制に政令第17条第2項第10号参照。

病院前救護学 その理論と実践

窪田 和弘 著 A4判/386頁 定価(本体4,000円+税)



救急業務が法制化されて50年余り、また救急救命士制度が創設されて30年が経過し、救急という職業が社会的に認識・賞賛されるまでに発展してきた。

しかし、これまでの見て覚える“技能”から、伝える“技術”への転化を図り、医療との共通領域を有するが、救急の特殊性・独自性を主張し、固有の学問を作り上げアイデンティティを確立する。本書が、今後、「病院前救護学」という学問として発展していく方向付けになればと願い出版した。

—近代消防社 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号(日本消防会館内) TEL 03(3593)1401 FAX 03(3593)1420—